

第2号様式(第10条関係)

令和7年 4月 4 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島尻 忠明



令和 6 年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 6年度 政務活動費収支報告書

議員名 島尻 忠明

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	297,502	議会報告書印刷代 沖縄タイムス・琉球新報(8915枚)折込み・振込手数料
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	913,898	家賃 水道料
事 務 費	138,600	会議用テーブル(6台) & 椅子(12脚)
人 件 費		
合 計	1,350,000	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費区分	広聴広報費
1. 広報費	1. 広報費
2. 聴取費	2. 聴取費
3. 調査費	3. 調査費
4. 印刷費	4. 印刷費
5. 雑費	5. 雑費
6. 委託費	6. 委託費
7. 雑費	7. 雑費
8. 雑費	8. 雑費
9. 雑費	9. 雑費
10. 雑費	10. 雑費
11. 雑費	11. 雑費
12. 雑費	12. 雑費
13. 雑費	13. 雑費
14. 雑費	14. 雑費
15. 雑費	15. 雑費
16. 雑費	16. 雑費
17. 雑費	17. 雑費
18. 雑費	18. 雑費
19. 雑費	19. 雑費
20. 雑費	20. 雑費
21. 雑費	21. 雑費
22. 雑費	22. 雑費
23. 雑費	23. 雑費
24. 雑費	24. 雑費
25. 雑費	25. 雑費
26. 雑費	26. 雑費
27. 雑費	27. 雑費
28. 雑費	28. 雑費
29. 雑費	29. 雑費
30. 雑費	30. 雑費
31. 雑費	31. 雑費
32. 雑費	32. 雑費
33. 雑費	33. 雑費
34. 雑費	34. 雑費
35. 雑費	35. 雑費
36. 雑費	36. 雑費
37. 雑費	37. 雑費
38. 雑費	38. 雑費
39. 雑費	39. 雑費
40. 雑費	40. 雑費
41. 雑費	41. 雑費
42. 雑費	42. 雑費
43. 雑費	43. 雑費
44. 雑費	44. 雑費
45. 雑費	45. 雑費
46. 雑費	46. 雑費
47. 雑費	47. 雑費
48. 雑費	48. 雑費
49. 雑費	49. 雑費
50. 雑費	50. 雑費
51. 雑費	51. 雑費
52. 雑費	52. 雑費
53. 雑費	53. 雑費
54. 雑費	54. 雑費
55. 雑費	55. 雑費
56. 雑費	56. 雑費
57. 雑費	57. 雑費
58. 雑費	58. 雑費
59. 雑費	59. 雑費
60. 雑費	60. 雑費
61. 雑費	61. 雑費
62. 雑費	62. 雑費
63. 雑費	63. 雑費
64. 雑費	64. 雑費
65. 雑費	65. 雑費
66. 雑費	66. 雑費
67. 雑費	67. 雑費
68. 雑費	68. 雑費
69. 雑費	69. 雑費
70. 雑費	70. 雑費
71. 雑費	71. 雑費
72. 雑費	72. 雑費
73. 雑費	73. 雑費
74. 雑費	74. 雑費
75. 雑費	75. 雑費
76. 雑費	76. 雑費
77. 雑費	77. 雑費
78. 雑費	78. 雑費
79. 雑費	79. 雑費
80. 雑費	80. 雑費
81. 雑費	81. 雑費
82. 雑費	82. 雑費
83. 雑費	83. 雑費
84. 雑費	84. 雑費
85. 雑費	85. 雑費
86. 雑費	86. 雑費
87. 雑費	87. 雑費
88. 雑費	88. 雑費
89. 雑費	89. 雑費
90. 雑費	90. 雑費
91. 雑費	91. 雑費
92. 雑費	92. 雑費
93. 雑費	93. 雑費
94. 雑費	94. 雑費
95. 雑費	95. 雑費
96. 雑費	96. 雑費
97. 雑費	97. 雑費
98. 雑費	98. 雑費
99. 雑費	99. 雑費
100. 雑費	100. 雑費

[illegible]

充当割合:政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告 20,100 枚

折込 (沖縄タイムス /11,095

琉球新報 /8,915)
№ 520273

領収証 2025年3月7日

島尻 忠明

様

登録番号: T1360001006661

株式会社 うるま

〒901-1111 沖縄県南風原町字並城577番地(支店印刷部)

☎(098)889-5362 ②(098)889-5813

http://www.uruma.co.jp

認証番号: 86SHK-COC-350823

議会活動報告書 105	20,100	枚	19.5		391952
折込代 沖縄タイムス	11,095	枚	6.5		72117
折込代 琉球新報	8,915	枚	6.5		57947
印刷折込代					
上記のとおり領収いたしました					
10%対象 7522014					522014
消費税額 10%					52201
					7574215

現金	
小切手	
手形	
振込	現金



〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

お支払後の元帳残高頭部に「ー」印字がある場合は
ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容	取引日	連続番号	取引店番
お支払	0703271324101H		
銀行番号	取引店番	口座番号	
万:五千:二千:千:500:100:50:10:5:1			

センター取引時刻	取引金額		
13:30:28	¥574,215		
センターコード	お取引後残高		
*****	手数料		
*****	アスグリョウ	¥165	
*****	オツリ	¥0	

$$574,215 + 165 = 574,380$$

$$574,380 - 276,878 \text{ (会派持分)} = 297,502$$

充当額

297,502 円

印刷 / 折込 (振込手数料込み)

お振込先
沖縄銀行

お受取人 カ)ウルマインサツ

ご依頼人 シマジリ タダアキ

振込日 07.03.27 N031151



広報紙充当可能割合確認票

議員名

島尻 忠明

広報紙名	紙面割合
議会活動報告 Vol.5	●全体面積: $21\text{cm} \times 29.7\text{cm} \times 4\text{面} = 2494.8\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 FALSE ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2494.8\text{cm}^2) = 1 \div 100/100$以下

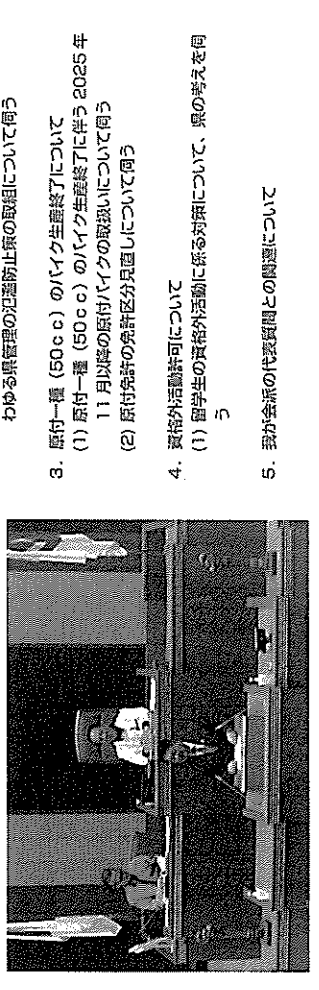
ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

- 12月議会一般質問
1. 知事の政治姿勢について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備についてでございます
- ア、現状としてどのような調査をなされているのか伺います
- イ、今後の取組・整理についてお聞かせをください
- ウ、第2回でこの協議会の開催内容について伺います
2. 土木建築行政について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備について
- (2) 建築工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺う
- (3) 整理客、株式会社沖縄メディアコ前の受贈川2級河川、いわゆる県管理の河川防止策の取組について伺う
3. 原付一種 (50cc) のバイク生産終了について
- (1) 原付一種 (50cc) のバイク生産終了に伴う 2025 年 11 月以降の原付バイクの取扱いについて伺う
- (2) 原付免許の免許区分見直しについて伺う
4. 資格外活動許可について
- (1) 留学生の資格外活動に際する対応策について、県の考えを伺う
5. 我が会派の代表質問との関連について



12月議会一般質問

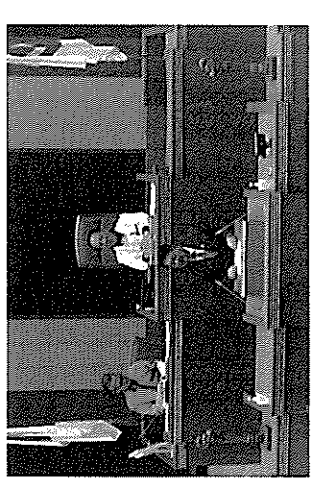
ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

- 12月議会一般質問
1. 知事の政治姿勢について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備についてでございます
- ア、現状としてどのような調査をなされているのか伺います
- イ、今後の取組・整理についてお聞かせをください
- ウ、第2回でこの協議会の開催内容について伺います
2. 土木建築行政について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備について
- (2) 建築工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺う
- (3) 整理客、株式会社沖縄メディアコ前の受贈川2級河川、いわゆる県管理の河川防止策の取組について伺う
3. 原付一種 (50cc) のバイク生産終了について
- (1) 原付一種 (50cc) のバイク生産終了に伴う 2025 年 11 月以降の原付バイクの取扱いについて伺う
- (2) 原付免許の免許区分見直しについて伺う
4. 資格外活動許可について
- (1) 留学生の資格外活動に際する対応策について、県の考えを伺う
5. 我が会派の代表質問との関連について



12月議会一般質問

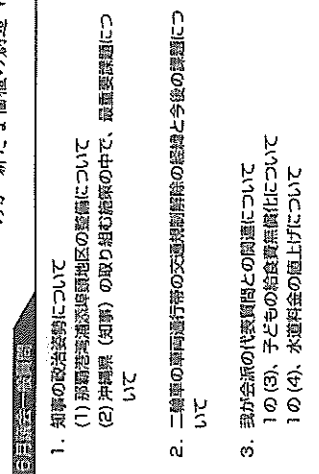
ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

- 12月議会一般質問
1. 知事の政治姿勢について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備について
- (2) 建築工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺う
- (3) 整理客、株式会社沖縄メディアコ前の受贈川2級河川、いわゆる県管理の河川防止策の取組について伺う
2. 土木建築行政について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備について
- (2) 建築工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺う
- (3) 整理客、株式会社沖縄メディアコ前の受贈川2級河川、いわゆる県管理の河川防止策の取組について伺う
3. 原付一種 (50cc) のバイク生産終了について
- (1) 原付一種 (50cc) のバイク生産終了に伴う 2025 年 11 月以降の原付バイクの取扱いについて伺う
- (2) 原付免許の免許区分見直しについて伺う
4. 資格外活動許可について
- (1) 留学生の資格外活動に際する対応策について、県の考えを伺う
5. 我が会派の代表質問との関連について



12月議会一般質問

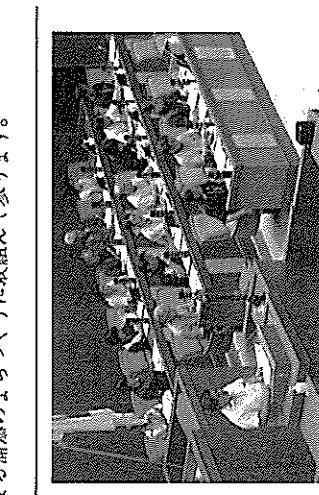
ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外しているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではなく、市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか何う

エ、実質的に3割はの半半補助としていることは説明であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

- 12月議会一般質問
1. 知事の政治姿勢について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備について
- (2) 建築工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺う
- (3) 整理客、株式会社沖縄メディアコ前の受贈川2級河川、いわゆる県管理の河川防止策の取組について伺う
2. 土木建築行政について
- (1) 那覇港海浜丘陵地区の整備について
- (2) 建築工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺う
- (3) 整理客、株式会社沖縄メディアコ前の受贈川2級河川、いわゆる県管理の河川防止策の取組について伺う
3. 原付一種 (50cc) のバイク生産終了について
- (1) 原付一種 (50cc) のバイク生産終了に伴う 2025 年 11 月以降の原付バイクの取扱いについて伺う
- (2) 原付免許の免許区分見直しについて伺う
4. 資格外活動許可について
- (1) 留学生の資格外活動に際する対応策について、県の考えを伺う
5. 我が会派の代表質問との関連について



12月議会一般質問



11月8日に発生した「沖縄本島北部豪雨災害」
11月10日に現地入りし、被害状況の確認をしました。

- 10月議会代表質問
1. 経済産業振興について
- (1) 県としてこれまで実施してきた物価高対策の状況と今後の見通しについて
- (2) 県が主導し、泡盛業界と一体となった国際化・市場化・ブランド化への取組をどのように考えているのか
- (3) 地価高騰による家賃水準の上昇などが顕著に、失業率の上昇や生活保護世帯の増加といった負の側面も考えられながら、県経済への影響についてどのような認識か
- (4) スタートアップ支援策の取組について
- ア、玉城知事が会長を務めるおきなスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムが策定した目標値の進捗状況について
- イ、2028年までの目標達成の見通しと課題について
- (5) 本年7月に超党派の有志市町村議員がOIST推進議員連盟を結成されたが、県として議員連盟の意義をどのように捉えているのか、また今後どのような取組を図ることができると考えているか
- (6) 有効求人倍率を産業別に比較すると、不足分野と余剰分野の差が顕著となっている。特に、技術や資格を持った一般事務系労働力の余剰が顕著であり、職業能力開発の促進やOJT・OffJT等のハイブリッドの取組を進める必要があると考える。産業間の労働力ミスマッチを解消するために、県としての取組はなされているのか何う
2. 子ども子育て支援について
- (1) 知事は沖縄における子育ての環境が歴史的にどのような変遷を経たのか、また現在の状況をどのように捉えているのか、基本的な課題認識について
- (2) 貧困状態からの脱却に向けた中長期・短期の対策について
- ア、これまで10年近く実施してきた子どもの貧困対策事業について包括的な検証を行う機会を設けるべきではないか、県の考えを伺う
- イ、子どもの貧困対策には、短期・中長期の施策、指標を再整理する必要があると考えるが、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画におきましては、どのような改善が図られているのか何う
- ウ、子どもの貧困対策として国や県から委託事業を受けている事業者の実態把握はなされているのか何う

- 10月議会代表質問
1. 経済産業振興について
- (1) 県としてこれまで実施してきた物価高対策の状況と今後の見通しについて
- (2) 県が主導し、泡盛業界と一体となった国際化・市場化・ブランド化への取組をどのように考えているのか
- (3) 地価高騰による家賃水準の上昇などが顕著に、失業率の上昇や生活保護世帯の増加といった負の側面も考えられながら、県経済への影響についてどのような認識か
- (4) スタートアップ支援策の取組について
- ア、玉城知事が会長を務めるおきなスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムが策定した目標値の進捗状況について
- イ、2028年までの目標達成の見通しと課題について
- (5) 本年7月に超党派の有志市町村議員がOIST推進議員連盟を結成されたが、県として議員連盟の意義をどのように捉えているのか、また今後どのような取組を図ることができると考えているか
- (6) 有効求人倍率を産業別に比較すると、不足分野と余剰分野の差が顕著となっている。特に、技術や資格を持った一般事務系労働力の余剰が顕著であり、職業能力開発の促進やOJT・OffJT等のハイブリッドの取組を進める必要があると考える。産業間の労働力ミスマッチを解消するために、県としての取組はなされているのか何う
2. 子ども子育て支援について
- (1) 知事は沖縄における子育ての環境が歴史的にどのような変遷を経たのか、また現在の状況をどのように捉えているのか、基本的な課題認識について
- (2) 貧困状態からの脱却に向けた中長期・短期の対策について
- ア、これまで10年近く実施してきた子どもの貧困対策事業について包括的な検証を行う機会を設けるべきではないか、県の考えを伺う
- イ、子どもの貧困対策には、短期・中長期の施策、指標を再整理する必要があると考えるが、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画におきましては、どのような改善が図られているのか何う
- ウ、子どもの貧困対策として国や県から委託事業を受けている事業者の実態把握はなされているのか何う

11月8日に発生した「沖縄本島北部豪雨災害」
11月10日に現地入りし、被害状況の確認をしました。

11月8日に発生した「沖縄本島北部豪雨災害」
11月10日に現地入りし、被害状況の確認をしました。

沖縄タイムス証明書

株式会社うるま印刷 御中

島尻忠明 御中

日 付： 2025年3月25日 火曜日

配布枚数： 11,095 枚 サイズ： A-3

媒体種別： 沖縄タイムス

1 / 1

販売店名	配布枚数	販売店名	配布枚数
浦添市	11,095		
浦添市	11,095		
神森センター	1,525		
浦添東1	1,065		
城間	775		
宮城・屋富祖三丁目	780		
上港川	750		
浦添中央センター	740		
伊祖第二	155		
牧港中央販売センター	460		
下港川	485		
仲間	780		
当山(浦添)	405		
前田・石嶺北	870		
広栄	500		
浦西団地	310		
経塚	780		
大平インター	255		
安波茶	460		

上記の指定期日通り、配布したことを証明申し上げます。

発行日 2025年3月26日

株式会社 **タイムスアドネクス**
 那覇市久茂地2丁目2番2号(タイムスビル)
 TEL.(098)866-4812
 FAX.(098)866-4855

TEL.098-889-5362 FAX.098-889-5813

統一様式－①

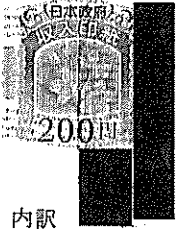
経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃 @100,000×7 (7・8・10・12～3)月分	700,000	全額	700,000
毎月払	家賃 @106,949(水道料込み)×2 (9・11)月分	213,898	全額	213,898
事務所費 充当合計				913,898

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

事務所費



領 収 証

No. 09464

令和 6年 6月16日

島尻 忠明 様

金額 ￥111,503-

内訳

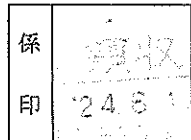
物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2024/07	賃貸料	100,000		
めぐみビル	102	2024/07	水道料	11,503		令和6年5.6月分

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



水道料 (5.6 月分) 11,503 充差し引く

$$111,503 - 11,503 = 100,000$$

家賃 (7 月分) 100,000 円

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

領 収 証

No. 09463

令和 6年 7月 24日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-



内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2024/08	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係	
印	

家賃 (8 月分) 100,000 円

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

領 収 証

No. 09462

令和 6年 8月19日

島尻 忠明 様

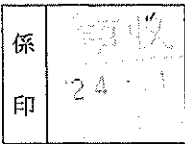
金額 ￥106,949-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2024/09	賃貸料	100,000		
めぐみビル	102	2024/09	水道料	6,949		令和6年7.8月

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



家賃 (9 月分) 106,949 円

(水道料込み 7 月/8 月分)

事務所費

充当割合:政務活動のみ全額充当



領 収 証

No. 09461

令和 6年 9月 24日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

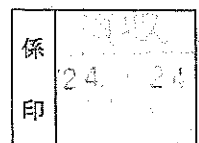
物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2024/10	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



家賃 (10月分) 100,000 円

充当割合:政務活動のみ金額充当



領 収 証

No. 09460

令和 6年10月16日

島尻 忠明 様

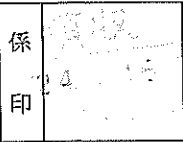
金額 ￥106,949-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2024/11	賃貸料	100,000		
めぐみビル	102	2024/11	水道料	6,949		令和6年9.10月分

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



家賃 (11 月分) 106,949 円

(水道料込み 9 月/10 月分)

充当割合:政務活動のみ金額充当

事務所費

領 収 証

No. 09459

令和 6年11月19日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2024/12	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係
印

24.11.19

家賃 (12 月分) 100,000 円

充当割合:政務活動のみ金額充当



領 収 証

No. 10134

令和 6年12月18日

島尻 忠明 様

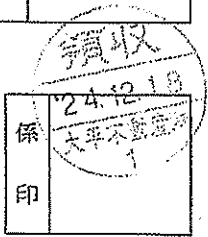
金額 ¥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2025/01	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

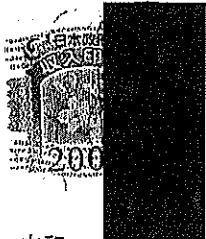
大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



家賃 (1月分) 100,000 円

充当割合:政務活動のみ金額充当

事務所費



領 収 証

No. 10135
令和 7年 1月28日

島尻 忠明 様

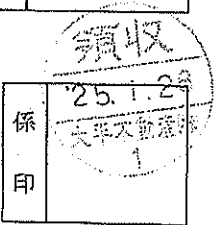
金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額	備 考
めぐみビル	102	2025/02	賃貸料	100,000	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



家賃 (2 月分) 100,000 円

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費



領 収 証

No. 10136

令和 7年 2月17日

島尻 忠明 様

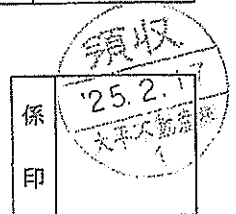
金額 ¥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額	備 考
めぐみビル	102	2025/03	賃貸料	100,000	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



家賃 (3 月分) 100,000 円

事務所費充当状況申告票

議員名 島尻 忠明

1. 事務所の状況

住所	浦添市大平1-6-1 めぐみビル102
----	---------------------

(事務所の外観)

事務所外観の
全景写真を添付

(事務所の内観)

事務所内観の
写真を添付

(事務スペース、事務用備品等
の事務所としての機能を有して
いることが確認できるもの)

2. 充当割合とその説明

充当割合	全額
------	----

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	100,000	円
水道	6,949 (2カ月分)	円

(充当額)

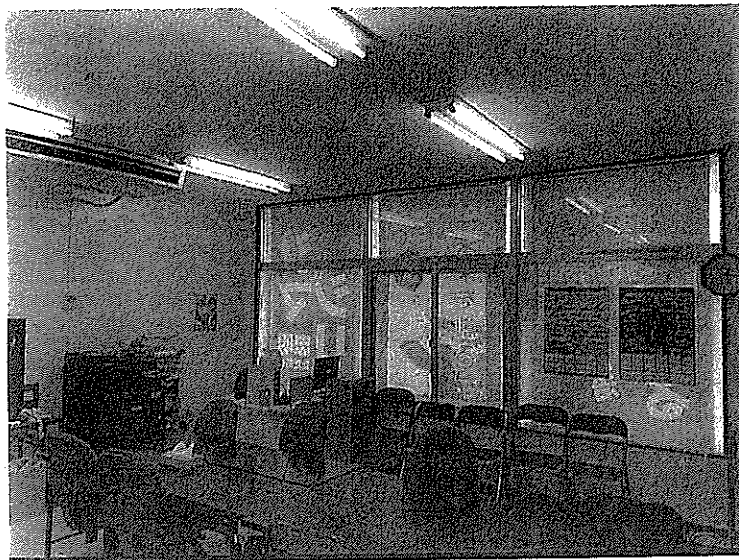
家賃(月額)	100,000	円
その他	6,949 (2カ月分)	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島尻 忠明





事務所概要申告票

議員名 鶴 瓦 忠 明

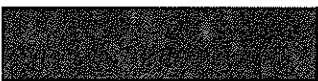
1. 物件の所在

住所	沖縄県市大平 1-6-1 めぐみビル 102
電話番号	098-987-6137

2. 所有区分

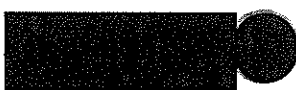
☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☐ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 鶴 瓦 忠 明 (印)

賃借人 氏名 住所 

貸室賃貸借契約書

(沖縄県知事免許(9)第1141号)



大平不動産株式会社

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1-101号

☎(098)876-1230(代) FAX(098)878-5372

貸室賃貸借契約書

このたび賃貸人 と賃借人 後戸忠明 は、次の通り貸室賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書 式 通を作成し、記名押印のうえ、各自各通を所持する。

第1条（目的貸室の表示）

賃貸人は、その所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

貸室の所在場所：沖縄県浦添市大平 1-6-1
貸室の構造：RC 造 陸 屋根 5 階建 1 階部分
貸室の専有面積：75.6 m²（約 22.87 坪）
物件の名称：めぐみビル 7 号室

102.

第2条（賃貸借期間）

賃貸借の期間は 2019 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までの 2 年間とする。但し、当事者合議の上、更新することができる。

双方から、何等申し出がない場合は、本契約は同一条件で自動的に更新し、以後も同様とする。

第3条（賃料等）

1. 賃料は毎月金 壹拾萬 4/100.000- 円也（消費税別）とし、賃借人は毎月 末 日までに 翌 月分を、後記特約条項第2条記載の銀行口座に振込みで支払うか、賃借人の銀行口座より振替（賃貸人の指定する金融機関に限る）とする。共用部分の維持管理費用として月額金 円也の共益費を賃料と併せて支払うものとする。毎月未満の賃料等は毎月を30日とした日割計算とする。（円単位は四捨五入）但し、振込みに係る手数料は賃借人の負担とする。

2. その賃料等が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の貸室賃料との比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料等の増減をすることができる。'

第4条（敷金）

1. 賃貸人は敷金として金 壹拾萬 4/100.000- 円也を賃借人から受領した。但し、敷金には利息をつけないものとする。
2. 賃借人は明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務と相殺できない。
3. 賃貸人の承諾なく、敷金に対する権利を、他に譲渡又は担保に供してはならない。
4. 第2条の契約期間始期から起算して 壹 年未満に賃借人の都合による解約の場合は違約金として賃貸人は敷金の全額を返還しない。なおかつ賃借人は本件貸室の原状回復費用及び一切の債務を支払うものとする。

5. 第2条の契約期間始期から起算して 1 年以降の賃借人の都合による解約の場合は敷金の 0 割を償却費として差し引き、返還金 10 割から本件貸室の原状回復費用及び一切の債務を差し引いた額を返還する。その際賃貸人は、返還金から差し引く債務の額の内訳を賃借人に明示しなければならない。
6. 前項に定める原状回復費用及び一切の債務が返還金を上回る場合は、賃借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。

第5条（礼金）

賃貸人は礼金として金 円也を賃借人から受領した。尚、礼金は返還されないものとする。

第6条（使用目的）

賃借人は、貸室を 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

第7条（転貸等の禁止）

賃借人は、賃借権を譲渡、若しくは本件貸室を転貸（同居、共同使用等事実上賃借権の一部又は全部の譲渡、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。

第8条（通知義務並びに所有権放棄）

1. 賃借人は本件貸室を長期間不在にする場合その旨、賃貸人に通知しなければならない。無断で三ヶ月以上本件貸室を不在にし何等の通知もなく賃料等も支払わない場合、賃貸人は本契約を解除することができる。その際、本件貸室内外の賃借人の所有する什器備品等残留品一切の所有権を放棄したものとし、賃貸人においてこれらを処分しても賃借人は一切異議を述べないものとする。
2. 賃借人が死亡又は解散した場合、賃借人の相続人又は代理人は、賃貸人に対し遅延なくその旨を通知し、諸手続きを速やかに行うものとする。但し、相続人がいない場合は当然、本契約は終了とする。

第9条（増改築禁止）

賃借人は、賃貸人の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。

第10条（賃借人の改装及び原状回復）

1. 賃借人が本件貸室を改装する場合、予め賃貸人の承諾を得なければならない。その際、賃借人は賃貸人に対して計画図面等の書面を提出しなければならない。
2. 賃借人が本件貸室を明け渡す（解約、解除等）場合、什器備品及び内装工事等の買い取り請求をしてはならない。

3. 賃借人が原状回復せずに明け渡した場合は、原状回復にかかる費用及び原状回復終了までの賃料等を敷金から差し引くが、その費用が敷金返還分で不足した場合、賃借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。
4. 前項の原状回復とは、本件貸室を入居時の状態に戻すことではあるが、その原状回復は賃貸人及び賃借人が協議して行うものとする。

第11条（補修費用）

本件建物の土台、柱、屋根、壁のひび割れ、外壁塗装の剥離、雨漏り等、建物の基本的施設に関する修繕は賃貸人の負担とし、賃借人の営業上の施設に関する修繕は賃借人の負担とする。但し、賃貸人の負担に係る事項であっても、賃借人の責に帰すべき事由によって毀損した場合は賃借人の負担とする。

第12条（賃貸人の免責事由）

1. 賃貸人は天災、地変、火災、盗難等により生じた損害、又は電気、ガス、上下水道等の設備の破損により生じた損害に関しては、重大なる過失の無い限り、一切その賠償の責任を負わないものとする。
2. 前項の賠償を保証する為、賃借人は契約期間中、店舗総合保険等（火災保険、盗難保険等）に加入しなければならない。

第13条（契約の終了）

1. 本件貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催告をしないで当然消滅する。この場合には敷金 壹拾萬 円也は、賃借人へ全額返還する。
4/100.000-
2. 賃借人の責めによる火災焼失等の場合は、敷金及び既納の賃料等は賃借人に返還しない。

第14条（諸費用の実費負担）

次の各号の諸費用は賃借人が実費で負担するものとする。

- (1)電気、ガス、水道、電話料金等、その他の公共料金。
- (2)本件貸室から出るゴミ等の廃棄物については、国及び市町村が定める方法に従い賃借人の責任においてその処分を行い、賃貸人その他の入居者に一切迷惑をかけないものとする。
- (3)本件貸室内の電球、蛍光灯の取り替え、水道栓（パッキン）の取り替え等、その他使用上生じた諸費用。
- (4)トイレ、洗面台、流し台等の排水パイプのつまり補修費用。

第15条（使用上の注意）

賃借人は、本件貸室内外において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第16条（契約解除）

賃借人が次の各号の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。賃借人の所有物が貸室内外に契約解除の日から2日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。

- (1) 2ヶ月分以上賃料等の支払いを怠ったとき。
- (2) 賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (3) 第7条及び第9条の規定に違反したとき。
- (4) 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。
- (5) その他本契約に違反したとき。

第17条（賃借人の解約申入れ）

賃借人は、賃貸人に対して1ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、1ヶ月分の賃料等相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第18条（損害賠償等）

賃借人（その使用人及び来店者も含む）の責に帰すべき事由によって本件貸室及び本件建物（植栽等付属物含む）を破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、又は損害の賠償をする。

第19条（移転料等の不請求）

賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、貸室に付加した有益費及び移転料その他これに類する金銭上の請求をしてはならない。

第20条（看板等設置）

賃借人は、本件貸室の屋外（屋上及び外壁等）に看板等を設置しようとするときは、予め賃貸人の承諾を得て、安全面（暴風時及び天災等も考慮して設置）を十分に考慮しなければならない。賃借人が設置した看板等で人身事故、物損事故等があった場合は、賃借人の責任とし、賃借人はその解決に努力しなければならない。

第21条（賃貸人の代理人）

賃貸人は、賃貸人の代理人として、賃借人との連絡及び事務手続き（賃料等の受領も含む）を行うため、管理人を置くことができる。

第22条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は賃借人の本契約より生じる一切の債務について、賃借人と連帯して債務履行の責を負うものとする。
2. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3. 連帯保証人が死亡又は解散した時は、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知し、連帯保証人の変更をしなければならない。その他賃貸人において必要と認める時にも賃借人は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。

第23条（保安点検）

賃貸人又はその代理人は、貸室及び建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要あるときは、随時、契約貸室内に立入り、必要な措置を講ずることができる。
この場合、賃借人は賃貸人又はその代理人の措置に協力しなければならない。

第24条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第25条（駐車場）

1. 本件貸室の駐車場は 台付 とする。
2. 賃借人は駐車場において、駐車場、車両、積載物等の管理を行い、賃貸人はそれらの損害に関して一切の責任を負わないものとする。
3. 賃借人は駐車場を利用する車両に変更があった場合は、速やかに賃貸人に届け出なければならない。
4. 賃借人は車庫証明の発行を賃貸人に求める場合、保証金として1台につき金参萬円也を発行と同時に賃貸人又は代理人に預け入れる。但し、保証金には利息はつけない。
5. 前項の保証金は、本契約の終了、当該車両の廃車、又は譲渡した時点で、その日から60日以内に保管場所台帳（所轄の交通安全協会に保管）の記載を抹消し、その車検証の写しを賃貸人又は代理人に提出し、賃貸人又は代理人が確認した時点で返還するが、その抹消手続きが60日を超えた場合、保証金は消去し賃借人に一切返還しない。
6. 車庫証明の申請及び抹消手続きは、賃借人自ら行うものとする。

ガス 078
TEL 847-5468 ガス番号

※賃貸人が検針請求する場合もございます。

※必ず環境保全課に電話連絡の上、ゴミ収集の契約を行ってください。

[illegible]

事務所費

2019 年 1 月 21 日

賃貸人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	本籍			
	現住所	[REDACTED]		
	氏名	新花 忠明	生年 月日	[REDACTED]
	勤務先	沖縄市議会	電話	(携帯) [REDACTED] (自宅) [REDACTED] (職場) 876-1234
連帯保証人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	生年 月日	年 月 日
	勤務先	[REDACTED]	電話	(携帯) [REDACTED] (自宅) [REDACTED] (職場) [REDACTED]
連帯保証人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	生年 月日	年 月 日
	勤務先	[REDACTED]	電話	(携帯) [REDACTED] (自宅) [REDACTED] (職場) [REDACTED]

宅地建物取引業者
(管 理 人)

免許番号 沖縄県知事 (9) 第 1141 号

沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1-101号
大平不動産株式会社
電話 098-876-1230
代表取締役 比嘉 良和

取引主任者 [REDACTED]

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
11/25	会議用テーブル(6台)/椅子(12脚)	138,600	全額	138,600
事務費 充当合計				138,600

NO. 000839

島 尻 忠 明 様

收入印紙

ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA
 ReSTA ReSTA ReSTA **¥138,600*** ReSTA ReSTA ReSTA
 ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA ReSTA

但し オフィス家具代として(クレジットカード払い)

上記金額正に領収致しました

2024 年 11 月 25 日

コ－ユ－レンティヤ株式

リスタ沖縄店:

〒901-2223 沖縄県宜野湾市大山7-7-17

☎ : 098-898-1018 FAX : 098-890-1411

登録番号：T3010401025419

取扱者印

内訳		
税率	税抜金額	126,000
10%	消費税額	12,600
税率	税抜金額	-
8%	消費税額	-

会議用テーブル（6台）&椅子（12脚）138,600円